

令和8年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方

- 令和8年度の診療報酬改定に向け、「骨太の方針」、「全世代型社会保障制度の構築」の本旨を踏まえ、積極的な活動を展開すること
- 「患者・利用者」本位の理学療法とすること
- 医療・介護・福祉における理学療法のサービス提供においては、医療と居宅、通所、入所等との連携や連続性など、一体性を強化すること

令和8年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の重点要望方針

1. 理学療法士の職能の発揮やサービスの質の向上を可能とする報酬改定とすること

- 理学療法士の雇用安定、離職防止をはかり、理学療法の質向上に資する賃上げを実現すること
- 育児・介護休業を取得でき、職場復帰が円滑となるような、充実した勤務環境とすること

2. 2040を見据え質の高い理学療法への深化を推進すること

- 理学療法士が健康寿命の延伸に一層貢献できるよう、予防・保健・健康増進に係る制度・サービス等において、理学療法士の役割を明確に位置付けること
- 急性期においては、365日提供体制と必要十分な理学療法士の配置を推進し、均てん化を図ること
- 居宅においては、利用者のニーズに適時適切に提供できる理学療法の提供が可能となる報酬改定とすること
- 地域包括ケアシステムや医療DXの推進にあたっては、理学療法士の専門的な機能・役割を明確に位置付けること

3. 安心・安全で質の高い理学療法の推進

- 「理学療法ガイドライン」の具現化に向けて、理学療法に関わる基準を見直すこと
- 理学療法の質の向上に向けて、国が認める「登録・認定・専門理学療法士制度」(仮称)を創設すること
- 理学療法の多様化や質の高度化に対応し、「登録・認定・専門理学療法士制度」(仮称)の普及に資する報酬改定とすること